

9.15 廃棄物等

9.15.1 調査結果の概要

(1) 調査結果

文献その他の資料調査結果によれば、対象事業実施区域のある横浜市では、一般廃棄物の状況として、令和元年度のごみと資源の総量は約 122.1 万トン、このうち家庭系に区分されるものは 84.4 万トン、事業系に区分されるものは 37.6 万トンとなっています。

横浜市内における産業廃棄物の状況として、平成 30 年度の発生量は約 10,595 千トンであり、減量化量は 7,697 千トン、再生利用量は 2,449 千トン、最終処分量は 450 千トンとなっています。

9.15.2 予測及び評価の結果

(1) 予測

① 予測結果

ア. 産業廃棄物

既設建物等の解体に伴う産業廃棄物発生量及び最終処分量の予測結果は表 9.15-1 に示すとおりです。既設建物等の解体に伴う産業廃棄物発生量は、約 48,600t と予測しました。発生した産業廃棄物は、分別を徹底した上で、再資源化施設や中間処理施設などに処理を委託し、「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ」（国土交通省 令和 2 年 9 月）の達成基準値の達成に向け、可能な限り再資源化に努める計画とします。再資源化できないものについては、最終処分場に処理を委託し、適切に処理を実施する計画です。

表 9.15-1 既設建物等の解体に伴う産業廃棄物発生量及び最終処分量の予測結果

用途等	構造等	産業廃棄物（単位：t）						
		コンガラ	アスコン	金属くず	木くず	混合廃棄物	廃油	
工作物等	既設建築物	木造	3,244.80	—	187.20	1,601.60	3,411.20	—
		S造	4,044.30	—	524.60	24.40	122.00	—
		RC造	11,080.20	—	531.00	118.00	247.80	—
		プレハブ	132.60	—	17.20	0.80	4.00	—
	既設工作物	鉄筋コンクリート	8,225.00	—	980.00	—	—	—
		鉄骨	—	—	11.20	—	—	—
		銅板、銅管	—	—	61.00	—	—	—
		木くず	—	—	—	4.50	—	—
		金属	—	—	9.00	—	—	—
		アスファルト	—	12,220.00	—	—	—	—
	排水構造物	人孔・配管	940.00	—	—	—	—	—
	電気・電話施設	ハンドホール・電柱	470.00	—	—	—	—	—
		木柱	—	—	—	0.75	—	—
	給水施設	給水桝	11.75	—	—	—	—	—
		給水管	—	—	36.50	—	—	—
	通信機器施設	アンテナ基礎	211.50	—	—	—	—	—
		トランス・コンデンサ等（廃油）	—	—	—	—	—	18.00
		トランス・コンデンサ等（金属）	—	—	67.90	—	—	—
	発生量 ①		28,360.15	12,220.00	2,425.60	1,750.05	3,785.00	18.00
			48,558.80					
再資源化率（%） ②		100.0	100.0	98.0	98.8	49.0	100.0	
最終処分量		0.00	0.00	48.51	21.00	1,930.35	0.00	
③=①-(①×②/100)		1,999.86						

・アスベストの使用量

防衛省における調査結果により、アスベストが使用されていると想定される外壁等の面積は表 9.15-2 に示すとおりです。

表 9.15-2 アスベストが使用されていると想定される外壁等の面積

用途等		外壁等の面積
既設建築物	アスベスト	約 6,100 m ²

対象事業実施区域内の米軍施設等の既設建物等については、可能な限り解体工事を行う前に図面や現地踏査により、発生する産業廃棄物の種類、量を確認し、それに応じた処理方法、処分先を決定できるように努めます。また、アスベスト含有廃棄物は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月環境省）に則って適正に処分を行います。

イ. 建設発生土

造成工事に伴い発生する建設発生土の切土量、盛土量及び残土量は、表 9.15-3 に示すとおりです。残土は場外搬出して、埋立てに用いる計画です。

表 9.15-3 造成工事に伴い発生する切土量、盛土量及び残土量

項目	切土量	盛土量	残土量
土工量	約 2,816,000 m ³	約 2,104,000 m ³	約 712,000 m ³

また、建設発生土の処分が必要となった場合で、対象事業実施区域外で新たな改変が発生するなど搬出先の周辺環境への影響が懸念されると判断した場合は、搬出先の土地における環境への影響を適切に把握するための調査等を実施し、追加的な環境保全措置を実施します。

(2) 環境保全措置の検討

表 9.15-4 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.15-4(1) 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	廃棄物等による環境への負荷	廃棄物等の発生量削減	産業廃棄物の分別・適正処理	分別を徹底し、可能な限り再資源化を行い、再資源化できない場合は適正処理を行うことにより、廃棄物等による環境への負荷が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				建設発生土の場内利用	切土・盛土工事において、造成地盤高の調整、関連事業の事業者と調整を図ることにより、建設発生土の場外搬出量が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				市内及び近辺で行われる公共事業における有効利用	有効利用ができれば、埋立処分を行う発生土量の低減が図られます。	低減	事業者	なし	なし
				産業廃棄物、建設発生土の適正な管理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、神奈川県土砂の適正処理に関する条例等を遵守するとともに、指定処分を前提とすることにより、産業廃棄物や建設発生土の適正処理が図られます。	低減	事業者	なし	なし
		廃棄物等の運搬に伴う影響低減	運搬距離を考慮した建設発生土の埋立地及び受入地の選定	建設発生土を運搬する車両から発生する排気ガス、騒音、振動等の影響範囲の縮小が図られます。	低減	事業者	なし	なし	
			運搬時の環境負荷軽減	二酸化炭素の排出抑制、大気汚染、騒音、振動の抑制が図られます。	低減	事業者	なし	なし	
			汚染土壌の場外搬出時における適切な対応	汚染物質の拡散防止が図られます。	低減	事業者	なし	なし	

(3) 評価

① 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

産業廃棄物の分別・適正処理及び建設発生土の場内利用の適切な環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

都市計画対象事業では造成工事に伴う副産物について可能な限り発生抑制・再資源化に努めるとともに、関係法令等に基づき適正に処理・処分することとしており、また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えられます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。